

新型コロナウイルス感染症の国内発生を踏まえた

連合大阪の当面の対応について その8

政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」について、5月22日付けで大阪府への発出を解除しました。また大阪府でも、休業要請や外出自粛要請が段階的に解除されています。

今後の動向を注視しながらも、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努める観点から、連合大阪の当面の対応を以下のとおりとします。

期間① 5月25日（月）～6月7日（日）

緊急事態宣言は解除されたものの、2週間程度は拡大防止に努める必要があると判断し、引き続きこれまでと同様の対応を継続します。

期間② 6月8日（月）～6月30日（火） ※予定

これまでの取り組みが功を奏し、感染拡大が十分に抑えられたと判断された場合、連合大阪としても活動の本格的な再開に向けて、段階的に体制を戻していきます。

【当面の対応】期間① 5月25日（月）～6月7日（日）

I. 会議・集会・イベントの扱い

連合大阪が主催する会議・集会・イベントについては、感染拡大を防ぐため、当面予定しているものについては以下のとおりとする。

1. 各種取り組み・屋外イベントについて

規模の大小にかかわらず屋外のイベントでも、不特定多数を対象に濃厚接触の可能性のあるものは中止・延期あるいは縮小開催を検討する。また、開催趣旨に沿った発信ができるようインターネット配信なども併せて検討する。

2. 委員会などの会議について

連合大阪が招集する会議体・集会等については、原則として中止・延期あるいは持ち回りによる開催とする。但し、上記の判断も含めて、役員・委員による議論が必須と判断した場合は、以下の条件に留意して実施する事とする。

また、地域・地区協議会の活動については、原則として連合大阪に準ずるが、状況に応じて別途判断する。

条件：①2方向の窓を同時に開けるなど換気を徹底する。

②人と人との間を1～2メートル空けて配置する。

③近距離での会話を回避する。

注意：①飛沫感染を防止する観点から、マスクの着用を促す。

②手指を消毒できる薬剤を常設し、参加者の利用を促す。

II. 連合大阪の事務局体制と感染防止行動の徹底のについて

政府の緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む必要があると考え、連合大阪として以下の出局体制に制限します。

1. 連合大阪事務局の体制について

- ・三つの運動グループの輪番配置とする。(会長・事務局長は含まない)
- ・但し、同一グループの副事務局長と執行委員が同時に出局しないよう配慮する。
- ・また、会計対応など、出局しての対応が必要な業務については、別途対応する。

2. 各地域協議会事務局の体制について

- ・平常通りに開局し、地域事務局長と職員のどちらか1名の出局とする。
- ・但し、1週間に1度は2名の出局とし、情報の共有を図る。
- ・また、会計対応など、出局しての対応が必要な業務については、別途対応する。

3. 相談体制について

- ・最少配置で継続する。一部の相談員に負担が集中しないよう配慮する。
- ・メール相談などの活用を継続する。

4. 職場内での感染防止行動の徹底について

- ①通勤時の感染防止に伴う所定労働時間の短縮（始終業時間の変更）について
 - ・事務局の始終業時間については、通勤時の感染防止にむけて現行の始業時間を1時間繰り下げ10時とし、終業時間は1時間繰り上げ16時30分とする。
- ②体温管理（検温）について
 - ・各人で毎朝、体温管理を行う。

【当面の対応 ※予定】期間② 6月8日（月）～6月30日（火）

I. 会議・集会・イベントの扱い

連合大阪が主催する会議・集会・イベントについては、感染拡大を防ぐため、当面予定しているものについては以下のとおりとする。

1. 各種取り組み・屋外イベントについて

規模の大小にかかわらず屋外のイベントでも、不特定多数を対象に濃厚接触の可能性のあるものは中止・延期あるいは縮小開催を検討する。また、開催趣旨に沿った発信ができるようインターネット配信なども併せて検討する。

2. 委員会などの会議について

連合大阪が招集する会議体・集会等については、以下の条件を満たす場合に限り開催する。また、地域・地区協議会の活動についても、原則として連合大阪に準ずる。

但し、これまで同様三密を避け、新たな生活様式を実践しながら、感染拡大防止に努める事とする。

開催条件：①参加者は30人程度を上限とする。
②会場は、定数の50%以下で利用する。
③入場前に参加者の検温を実施する。（可能であれば）

条件：①2方向の窓を同時に開けるなど換気を徹底する。
②人と人の間を1～2メートル空けて配置する。
③近距離での会話を回避する。
注意：①飛沫感染を防止する観点から、マスクの着用を促す。
②手指を消毒できる薬剤を常設し、参加者の利用を促す。

II. 連合大阪の事務局体制と感染防止行動の徹底について

引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組みながら、活動の本格的な再開に向けて、連合大阪の出局体制を以下の通り変更します（50%程度の出勤体制）。

1. 連合大阪事務所の体制について

- ・三つの運動グループの輪番配置とする。（会長・事務局長は含まない）
- ・但し、同一グループの副事務局長と執行委員が同時に出局しないよう配慮する。
- ・**出局対象以外のグループは、副事務局長又は執行委員が出局する。**
- ・また、会計対応など、出局しての対応が必要な業務については、別途対応する。

2. 各地域協議会事務所の体制について

- ・平常通りに開局し、地域事務局長と職員のどちらか1名の出局とする。
- ・但し、1週間に1度は2名の出局とし、情報の共有を図る。
- ・また、会計対応など、出局しての対応が必要な業務については、別途対応する。

3. 相談体制について

- ・最少配置で継続する。一部の相談員に負担が集中しないよう配慮する。
- ・メール相談などの活用を継続する。

4. 職場内での感染防止行動の徹底について

- ①通勤時の感染防止に伴う所定労働時間の短縮（始終業時間の変更）について
 - ・事務所の始終業時間については、通勤時の感染防止にむけて現行の始業時間を1時間繰り下げ10時とし、終業時間は1時間繰り上げ16時30分とする。
- ②体温管理（検温）について
 - ・各人で毎朝、体温管理を行う。

III. 機関会議等の開催と定例記者レクについて

年間日程で確認されています6月度の第8回三役会・執行委員会について、以下の通り変更します。

1. 第8回三役会

日 時：2020年 6月 5日（金）10：00～

場 所：赤十字会館 → ホテルグランヴィア大阪 20F 名庭(A)

2. 第8回執行委員会

日 時：2020年 6月 19日（金）13：30～

※持ち回りでの開催を予定しています。別途、ご案内します。

3. 定例記者レク

第8回執行委員会の内容について、通常通り実施を予定。

詳細については、別途ご案内します。

以上